

令和4年度 第2回佐久市学校給食望月センター運営委員会会議次第

日 時 令和4年10月31日（月）
16時00分

場 所 佐久市学校給食望月センター
2階会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会 議 事 項

(1) 令和4年度給食会計中間報告について

令和4年度給食会計中間監査報告

(2) 佐久市学校給食センター給食会計の基本事項（令和4年度）の一部
改正(案)について

(3) その他

4 閉 会

令和4年度 佐久市学校給食望月センター給食会計中間監査資料

令和4年4月～令和4年8月

収支残額調書

(単位：円)

区	分	金 額	備 考
収 入 合 計	額	12,808,130	
支 出 合 計	額	12,208,870	
差 引 残 額		599,260	

収入の部

(単位：円)

区	分	金 額	備 考
給 食 費		12,715,810	別紙参照
補 助 金			
繰 越 金		92,316	前年度繰越金
雑 収 入		4	預金利子 JA 8/22 4円
合 計		12,808,130	

支出の部

(単位：円)

区	分	金 額	備 考
事 業 費	主 食 費	1,628,643	別紙参照
	牛 乳 代	2,749,668	別紙参照
	副 食 費	7,787,910	別紙参照
	返 還 金	39,349	別紙参照
	振込手数料	3,300	
予 備 費	予 備 費	0	
合 計		12,208,870	

学校別給食費（令和4年4月～令和4年8月）

（別紙）

学校名等	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
望月小学校	給食費	1,487,970	1,774,440	1,964,520	1,593,540	746,550								7,567,020
	給食費	969,370	1,153,820	1,271,310	940,850	539,400								4,874,750
望月中学校	給食費	52,390	62,620	70,990	59,210	28,830								274,040
	給食費													0
その他	給食費													0
合計	給食費	2,509,730	2,990,880	3,306,820	2,593,600	1,314,780	0	0	0	0	0	0	0	12,715,810

※その他は、試食会等です。

学校別給食実施日数・食数（令和4年4月～令和4年8月）

学校名等	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
望月小学校	日数	16日	19日	21日	18日	8日								82日
	食数	5,511食	6,572食	7,276食	5,902食	2,765食								
望月中学校	日数	16日	19日	21日	18日	9日								83日
	食数	3,127食	3,722食	4,101食	3,035食	1,740食								
学校給食 望月センター	日数	16日	19日	22日	18日	9日								84日
	食数	169食	202食	229食	191食	93食								
その他	日数													0日
	食数													0食
合計	日数	16日	19日	22日	18日	9日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	84日
	食数	8,807食	10,496食	11,606食	9,128食	4,598食	0食	0食	0食	0食	0食	0食	0食	

※合計の日数は、望月給食センターの稼働日数です。

令和4年4月～令和4年8月分主食副食別給食物資購入代金 (単位:円, %)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	前期計	構成比
米飯代	195,372	119,556	137,052	78,732	48,384	0	579,096	4.76
パン・麺代	230,423	222,961	302,323	201,005	92,835	0	1,049,547	8.63
副食代	1,531,288	2,049,913	1,983,547	1,366,890	856,272	0	7,787,910	64.01
牛乳代	540,512	647,846	713,907	565,221	282,182	0	2,749,668	22.60
合計	2,497,595	3,040,276	3,136,829	2,211,848	1,279,673	0	12,166,221	100.00

(注) 給食物資購入代金の支払いは原則として月末締めの上月払い。

令和4年4月～令和4年8月 学校別返還金

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	前期計	備考
望月小学校	5,645	6,560	7,782	6,215	2,899	0	29,101	
望月中学校	1,952	2,318	2,562	1,769	1,647	0	10,248	
合計	7,597	8,878	10,344	7,984	4,546	0	39,349	

※ 返還金は、牛乳及びパン・麺停止者への返還金です。(毎月返還)

令和4年4月～令和4年8月 学校別振り込み手数料

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	前期計	備考
望月小学校	330	330	330	330	330	0	1,650	
望月中学校	330	330	330	330	330	0	1,650	
合計	660	660	660	660	660	0	3,300	

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	前期計
支出合計	2,505,852	3,049,814	3,147,833	2,220,492	1,284,879	0	12,208,870

令和4年度 佐久市学校給食望月センター給食会計中間監査報告書

監 査 対 象 期 間	令和4年 4月 1日より 令和4年 9月30日まで
収 入 金 額	12,808,130 円
支 出 金 額	12,208,870 円
差 引 金 額	599,260 円

審査結果

佐久市学校給食センター条例施行規則第19条に基づき、令和4年度学校給食望月センター給食会計の中間監査をしましたところ、諸帳簿及び領収書並びに伝票等も含め整備されており、正確、適正でありましたことを報告いたします。

令和4年 10月 31日

佐久市学校給食望月センター運営委員会監事

望 月 中 学 校 長

⑨

望 月 小 学 校
PTA 副 会 長

⑨

- 1 この基本事項は、佐久市学校給食南部センター・北部センター・臼田センター・浅科センター・望月センター（以下、「給食センター」という。）に係る給食および給食費の会計に関して、必要な事項を定めることを目的とする。
 - 2 給食センターの行う給食は、月曜日から金曜日までの昼食時に実施するものとする。
 - 3 給食費の区分は次のとおりとし、一食単価額については施行規則第16条1項に基づき、運営委員会が決定する。

(1) 小学生	270円
(2) 中学生	310円
(3) 職員	小学校職員は小学生と、中学校職員・給食センター職員は中学生と同額とする。
- ただし、令和4年度においては、原油価格・物価高騰等総合緊急対策に基づく「新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金」の活用により、学校給食費の一部（食材費高騰に伴う影響額）を補助する「給食センター物価高騰対策事業」をもって、保護者負担の軽減を図るものとするが、当該事業の本旨から職員分を算定に含めることはできないため、当該負担分として上記にそれぞれ10円を加算する。

なお、令和4年10月1日から令和5年3月31日までを当該加算適用期間とする。
- | | |
|-----------|--|
| (4) 給食試食者 | 給食試食者の徴収金は、提供したメニューにより前記(1)(2)に準じるものとする。 |
|-----------|--|
 - 4 給食費の徴収は、1食単価（日額）に当該月の給食実施総人数を乗じた額とする。
 - 5 学校は、翌月分の給食実施予定を、毎月定められた提出日までに学校給食センター係長（以下、「係長」という。）に提出するものとする。

給食実施予定には、行事等の欠食や短縮日課に伴う時間変更を記載する。

行事等の欠食がある場合、「給食人員変更届」を合わせて提出する。

その後変更が生じた場合は、給食センターが定める期限までに報告する。

なお、給食実施予定提出後、行事等が中止となった場合での給食提供は行わないため、お弁当対応とする。
 - 6 インフルエンザなどによる学級閉鎖などで給食を受けなくなるときは、【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。この場合、土・日・祝日を除き3日後から変更できるものとする。

なお、3月分については変更ができないものとする。
 - 7 個人（児童生徒及び職員）単位の変更については、原則として連続5日以上欠食の場合【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。この場合、土・日・祝日を除き3日後から変更できるものとする。

なお、3月分については変更ができないものとする。
 - 8 台風等自然災害による学校閉鎖で給食が停止となった場合の給食費は原則、徴収するものとする。
 - 9 毎月の人員確認は、翌月の月初めに給食センターから送付する人員表（給食連絡日誌等）で各校が確認し、それを速やかに給食センターに返送し決定する。
 - 10 給食費は、9で確認された受配校の月人員に1食単価を乗じた額を、給食センターが給食費納入通知書（10日前後）により請求する。

学校は、指定日（20日前後）までに指定口座に振り込むこととする。（ただし3月分は当月納入とする。）
 - 11 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

- 12 アレルギー対応食提供事業等に伴う返金額は、別表のとおりとする。(一食当たり単価、消費税込)
ただし、副食についての返金は、できないものとする。

※ 上記に定めのない各センター固有の事項等については、それぞれ対応することとする。
また、各センターの対応事項は学校給食課長に届け出るものとする。

別 表 (令和4年度)

区 分	牛 乳	米 飯	パ ン	ソフトめん
小 学 校	61円	21円	51円	51円
中 学 校	61円	29円	56円	57円

←※枠内の文字を加える。